

令和元年度（2019年度）

財政健全化判断比率等審査意見書

令和2年（2020年）8月

八王子市監査委員



2 八 監 収 第 2 7 号

令和2年(2020年)8月21日

八王子市長

石 森 孝 志 殿

八王子市監査委員 伊 藤 紀 彦

同 矢 野 和 利

同 荻 田 米 蔵

同 鈴 木 玲 央

令和元年度(2019年度)八王子市財政健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和元年度(2019年度)八王子市財政健全化判断比率及び八王子市下水道事業特別会計資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、次のとおり意見を提出します。

令和元年度（２０１９年度） 八王子市財政健全化判断比率等審査意見書

第１ 審査の概要

１ 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づく審査

２ 審査の対象

- （１）令和元年度（２０１９年度）決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- （２）令和元年度（２０１９年度）決算に基づく下水道事業特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

３ 審査の方法及び主な着眼点

八王子市監査基準（令和元年１２月２６日施行）に基づき、市長から提出された健全化判断比率、下水道事業特別会計資金不足比率及び各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

審査に当たっては、

- （１）比率は、適正に算定されているか
- （２）比率の算定基礎となった書類等が適正に作成されているか

などを主眼に置き、八王子市監査基準実施細目に基づき、関係部からの概況聴取、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、分析、比較等通常実施すべき審査手続により実施した。

４ 審査の期間

令和２年（２０２０年）７月１０日から同年８月１９日まで

第2 審査の結果

1 比率の算出等

八王子市監査基準に準拠し、前記の方法により審査した限りにおいては、審査に付された下記健全化判断比率及び下水道事業特別会計資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であり、各比率についても誤りのないものと認められた。

(1) 健全化判断比率

(単位 %)

区 分	令和元年度 (2019)	平成30年度 (2018)	平成29年度 (2017)	早期健全化 基準	財政再生 基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.25	20
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30
実 質 公 債 費 比 率	-0.7	-0.6	-0.5	25	35
将 来 負 担 比 率	—	—	—	350	

(注)1 上記表中の「—」は、実質赤字額若しくは連結実質赤字額又は将来負担比率がないことを表している。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は、この数値を超えた場合に、財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務付けられる。

(2) 資金不足比率

(単位 %)

区 分	令和元年度 (2019)	平成30年度 (2018)	平成29年度 (2017)	経営健全化 基準
下 水 道 事 業 特 別 会 計 資 金 不 足 比 率	—	—	—	20

(注)1 上記表中の「—」は、資金不足額がないことを表している。

2 経営健全化基準は、この数値を超えた場合に、経営健全化計画の策定等が義務付けられる。

2 意見

健全化判断比率の4つの指標については早期健全化基準を、同じく下水道事業特別会計の資金不足比率については経営健全化基準をいずれも下回っていた。

実質赤字比率と連結実質赤字比率については、対象となる全ての会計において、実質赤字額と連結実質赤字額が生じなかったため、前年度と同様に比率は算定されなかった。

実質公債費比率については、主に特別会計への繰出金が増加したものの、一般会

計等の元利償還金が減少したことにより、単年度で前年度の数値を下回っており、3 か年平均では0.1 ポイント改善した。

将来負担比率については、主に一般会計等の決算年度末における市債残高が増加し将来負担額が増加したものの、将来負担額から控除できる充当可能基金額及び特定財源見込額の都市計画税収等が増加したため、将来負担比率の分子がマイナスとなり、前年度と同様に比率は算定されなかった。

資金不足比率については、該当する下水道事業特別会計に資金不足額が生じなかったため、前年度と同様に比率は算定されなかった。

以上、各比率の審査を行った結果、財政の健全性は良好な状態にあることが認められた。

新型コロナウイルス感染拡大は、地方自治体財政に深刻な影響を及ぼすことが現実的なものとなりつつあり、まさに大規模な災害に直面しているとも言える。「災害への備え」は当年度の重点取組である。本市がこれまで財政健全化に努めてきたのは、このような非常事態を想定し、適切に対応するためであると考えている。

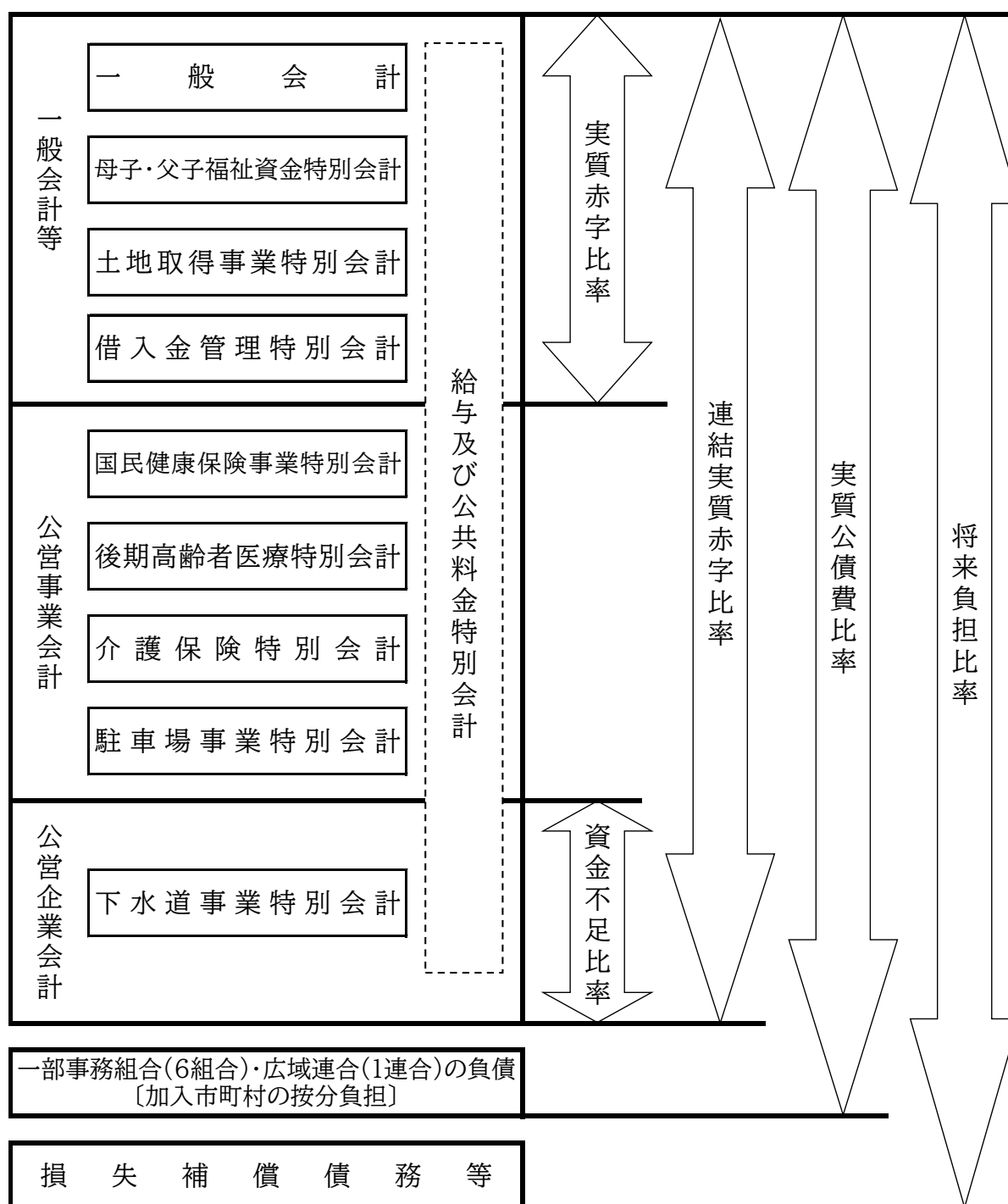
当年度の審査において、健全化判断比率等に懸念される点は見当たらなかったものの、今後直面する様々な難局を乗り越えるためにも、引き続き健全な財政運営を堅持されるよう強く望むものである。

第3 健全化判断比率等の概況

1 健全化判断比率等の対象会計について

健全化判断比率等の対象会計は第1表のとおりである。

第1表 (健全化判断比率等の対象とする会計)



2 実質赤字比率について

実質赤字比率とは、一般会計等（本市においては、一般会計、母子・父子福祉資金特別会計、土地取得事業特別会計及び借入金管理特別会計）を対象とし、その繰上充用額と支払繰延額及び事業繰越額の和である実質赤字額が、地方公共団体の標準的に収入し得る経常的一般財源の規模を示す標準財政規模に対してどの程度あるかを示すものであり、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\begin{matrix} [0] \\ \text{繰上充用額} \end{matrix} \times 2 + \left(\begin{matrix} [0] \\ \text{支払繰延額} \end{matrix} \times 3 + \begin{matrix} [0] \\ \text{事業繰越額} \end{matrix} \times 4 \right)}{\begin{matrix} \text{標準財政規模} \\ [108,326,054] \end{matrix} \times 5} \quad \begin{matrix} [-\%] \\ \end{matrix} \times 1$$

※1	計算結果が0%以下のときは－%
※2 繰上充用額	歳入不足のため、翌年度の歳入を繰り上げて充てた額
※3 支払繰延額	実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
※4 事業繰越額	実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
※5 標準財政規模	自治体の一般財源の標準的な大きさを示したもの。普通交付税の算定に用いる市税収入額、地方譲与税及び利子割などの各種交付金に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加えた額

当年度の一般会計等の各会計において、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額がないので、実質赤字額は発生しない。このため、実質赤字比率は算定されなかった。

なお、各会計の実質収支額の状況は、第2表のとおりである。また、標準財政規模の額は、第3表のとおりである。

第2表 （一般会計等における実質収支額）

（単位 千円）

区 分		令和元年度 (2019)	平成30年度 (2018)	平成29年度 (2017)
一般会計等	一 般 会 計	1,614,918	3,741,519	3,532,060
	母子・父子福祉資金特別会計	0	0	0
	土地取得事業特別会計	0	0	0
	借入金管理特別会計	0	0	0
	合 計	1,614,918	3,741,519	3,532,060

第3表 (標準財政規模の額)

(単位 千円)

区 分	令和元年度 (2019)	平成30年度 (2018)	平成29年度 (2017)
標準税収入額等	96,774,365	95,838,263	96,442,674
普通交付税額	5,037,593	4,368,073	3,960,811
臨時財政対策債発行可能額	6,514,096	7,898,654	6,909,307
合計(標準財政規模の額)	108,326,054	108,104,990	107,312,792

(注) 標準税収入額等には、市税収入額、地方譲与税及び配当割等各種交付金が含まれる。

3 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、全会計を対象とし、実質赤字額の合計と資金不足額の合計の和から、実質黒字額の合計と資金剰余額の合計の和を控除した連結実質赤字額が、標準財政規模に対してどの程度あるかを示すものであり、算定式は次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\begin{array}{c} [0] \\ \text{実質赤字を} \\ \text{生じた会計の} \\ \text{実質赤字の} \\ \text{合計額} \end{array} + \begin{array}{c} [0] \\ \text{資金不足を} \\ \text{生じた公営} \\ \text{企業会計の} \\ \text{資金不足額} \end{array} - \begin{array}{c} [2,764,831] \\ \text{実質黒字を} \\ \text{生じた会計の} \\ \text{実質黒字の} \\ \text{合計額} \end{array} + \begin{array}{c} [474,994] \\ \text{資金剰余を} \\ \text{生じた公営} \\ \text{企業会計の} \\ \text{資金剰余額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{標準財政規模} \\ [108,326,054] \end{array}} \quad [-\%] \text{※1}$$

当年度の全会計の実質収支額及び資金不足・剰余額は第4表のとおりであり、全会計において、実質赤字額又は資金不足額が生じていないため、連結実質赤字額は発生しない。このため、連結実質赤字比率は算定されなかった。

第4表 (全会計における実質収支額及び資金不足・剰余額)

(単位 千円)

区 分		令和元年度 (2019)	平成30年度 (2018)	平成29年度 (2017)
一般会計等	一 般 会 計	1,614,918	3,741,519	3,532,060
	母子・父子福祉資金特別会計	0	0	0
	土地取得事業特別会計	0	0	0
	借入金管理特別会計	0	0	0
	小計 A	1,614,918	3,741,519	3,532,060
公営事業会計	国民健康保険事業特別会計	576,084	568,823	1,210,445
	後期高齢者医療特別会計	94,899	34,985	16,312
	介護保険特別会計	478,930	398,083	1,002,783
	駐車場事業特別会計	0	0	0
	給与及び公共料金特別会計	0	0	0
	小計 B	1,149,913	1,001,891	2,229,540
中計 A + B		2,764,831	4,743,410	5,761,600
公営企業会計	下水道事業特別会計	474,994	154,420	136,859
小計 C		474,994	154,420	136,859
合計 A + B + C		3,239,825	4,897,830	5,898,459

4 実質公債費比率について

実質公債費比率とは、一般会計等が一般会計年度に負担した元利償還金（一般会計等の市債の元利償還額）及び準元利償還金（特別会計への繰出金や公債費に準ずる債務負担行為）の標準財政規模に対する割合の3か年平均を示すものである。単年度の算定結果は次のとおりである。

$$\begin{array}{l} \text{実質公債費比率} \\ \text{（単年度）} \\ [-0.95756\%] \end{array} = \frac{\begin{array}{l} [12,018,273] \\ \text{（市債の} \\ \text{元利償還金} \end{array} + \begin{array}{l} [5,019,213] \\ \text{準元利償還金} \\ \text{※6} \end{array} - \begin{array}{l} [6,495,898] \\ \text{（特定財源} \\ \text{※7} \end{array} + \begin{array}{l} [11,469,055] \\ \text{元利償還金・} \\ \text{準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額} \end{array})}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} \\ [108,326,054] \end{array} - \begin{array}{l} \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額} \\ [11,469,055] \end{array}}$$

また、3か年平均の算出方法は、年度ごとに四捨五入をせず、計算結果そのままを3か年分合算した上で3で除し小数第1位未満を切り捨てる。算定結果は次のとおりである。

$$\begin{array}{l} \text{実質公債費比率} \\ \text{（3か年平均）※8} \\ [-0.7\%] \end{array} = \frac{\begin{array}{l} [-0.62122\%] \\ \text{平成29年度} \\ \text{（2017）} \end{array} + \begin{array}{l} [-0.77637\%] \\ \text{平成30年度} \\ \text{（2018）} \end{array} + \begin{array}{l} [-0.95756\%] \\ \text{令和元年度} \\ \text{（2019）} \end{array}}{3}$$

※6 準元利償還金	①満期一括償還市債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額
	②一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、市債の償還の財源に充当されたと認められるもの
	③一部事務組合等への負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還財源に充当されたと認められるもの
	④大規模な住宅建設に関連して地方公共団体に代わって都市再生機構等が行った公共施設等の建設及び総合体育館の建設に係る割賦支払、社会福祉法人が行った特別養護老人ホーム等の建設に係る補助並びに東京都から譲渡された母子・父子福祉資金貸付金債権の償還のため設定した債務負担行為等に基づく支出額
	⑤一時借入金の利子
※7 特定財源	①国・都からの支出金
	②貸付金の財源として発行した市債に係る貸付金の元利償還金
	③市営住宅建設事業の財源として発行された市債償還額に充当された市営住宅使用料
	④都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当された都市計画税
	⑤その他の特定財源
※8 3か年平均	3か年平均の算出方法は、年度ごとに四捨五入をせず、計算結果そのままを3か年加え、3か年で除し、小数第1位未満を切り捨てる。

実質公債費比率の内訳は第5表のとおりである。

第5表 (実質公債費比率の内訳)

		(単位 千円)		
区	分	令和元年度 (2019)	平成30年度 (2018)	平成29年度 (2017)
市 債 の 元 利 償 還 金 A	公 債 費	12,018,273	12,437,901	12,651,757
※6 準元利償還金 B	① 満期一括償還に係る公債費	0	0	0
	② 特別会計への繰出金 (下水道と駐車場の公債費充当分)	3,743,886	3,442,195	3,732,168
	③ 一部事務組合負担金 (東京たま広域資源循環組合の 公債費負担分)	184,286	209,527	242,907
	④ 公債費に準ずる債務負担行為 (ニュータウン学校施設取得 ・総合体育館整備等)	1,091,014	1,187,407	1,146,213
	⑤ 一時借入金利子	27	0	0
	準元利償還金 計	5,019,213	4,839,129	5,121,288
※7 特定財源 C	① 国都支出金 (東京都多摩ニュータウン関連 公益施設整備費償還費補助金)	1,095,574	1,311,322	1,324,044
	② 貸付金償還金	0	0	0
	③ 市営住宅使用料	199,859	206,630	138,136
	④ 都市計画税	5,200,465	4,596,384	5,023,665
	⑤ その他の特定財源	0	0	0
	特定財源 計	6,495,898	6,114,336	6,485,845
元 利 償 還 金 ・ 準 元 利 償 還 金 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額 D		11,469,055	11,909,525	11,880,051
標 準 財 政 規 模 E		108,326,054	108,104,990	107,312,792
実 質 公 債 費 比 率 (単 年 度) $\{(A+B)-(C+D)\} \div (E-D) \times 100$		-0.95756%	-0.77637%	-0.62122%
※8 実 質 公 債 費 比 率 (3 か 年 平 均)		-0.7%	-0.6%	-0.5%

(注) 区分欄の()は、本市の令和元年度(2019年度)決算内容

5 将来負担比率について

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものであり、算定結果は次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{c} [189,045,351] \\ ※9 \\ \text{将来負担額} \end{array} - \left(\begin{array}{c} [27,047,054] \\ ※10 \\ \text{充当可能} \\ \text{基金額} \end{array} + \begin{array}{c} [45,704,398] \\ ※11 \\ \text{特定財源} \\ \text{見込額} \end{array} + \begin{array}{c} [124,743,612] \\ \text{市債現在高等に係る} \\ \text{基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right)}{\begin{array}{c} \text{標準財政規模} \\ [108,326,054] \end{array} - \begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額} \\ [11,469,055] \end{array}}$$

[－％] ※1

※9 将来負担額	①一般会計等の当該決算年度末における市債現在高
	②大規模な住宅建設に関連して地方公共団体に代わって都市再生機構等が行った公共施設等の建設及び総合体育館の建設に係る割賦支払、社会福祉法人が行った特別養護老人ホーム等の建設に係る補助並びに東京都から譲渡された母子・父子福祉資金貸付金債権の償還のため設定した債務負担行為等に基づく支出額
	③一般会計等以外の会計の市債の元金償還に充当する一般会計等の負担見込額
	④一部事務組合等の地方債の元金償還に係る負担見込額
	⑤退職手当支給予定額のうち、一般会計等負担見込額
	⑥損失補償等による負担見込額
	⑦連結実質赤字額
	⑧一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
※10 充当可能基金額	地方自治法第241条に定める基金(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第16条の規定に基づくもの)
※11 特定財源見込額	①国・都からの支出金
	②貸付金の財源として発行した市債に係る貸付金の元金償還金
	③市営住宅建設事業の財源として発行された市債償還額に充当される市営住宅使用料
	④都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当される都市計画税
	⑤その他の特定財源

将来負担比率の内訳は第6表のとおりである。

第6表 (将来負担比率の内訳)

区 分		令和元年度 (2019)	平成30年度 (2018)	(単位 千円) 増減額 (R1-H30)
※9 将来負担額 A	① 一般会計等市債現在高	134,458,518	127,839,941	6,618,577
	② 公債費に準ずる債務負担行為に基づく 支出予定額(ニュータウン学校施設取得・ 総合体育館整備等)	6,019,890	7,539,944	△ 1,520,054
	③ 特別会計への繰出見込額 (下水道と駐車場の償還見込額)	28,003,610	29,024,433	△ 1,020,823
	④ 一部事務組合等負担見込額 (東京たま広域資源循環組合の償還 見込額)	113,511	308,020	△ 194,509
	⑤ 退職手当負担見込額 (2,591人分)	20,449,822	22,020,083	△ 1,570,261
	⑥ 損失補償等による負担見込額	0	0	0
	⑦ 連結実質赤字額	0	0	0
	⑧ 一部事務組合等連結実質赤字額	0	0	0
	将来負担額 計	189,045,351	186,732,421	2,312,930
充 当 可 能 基 金 額 B ※10	財政調整基金、減債基金等	27,047,054	26,100,570	946,484
※11 特 定 財 源 見 込 額 C	① 国都支出金 (東京都多摩ニュータウン関連 公益施設整備費償還費補助金)	2,819,789	4,284,668	△ 1,464,879
	② 貸付金償還金 (多摩都市モノレール貸付金償還金)	68,279	68,279	0
	③ 市営住宅使用料	2,192,058	1,715,813	476,245
	④ 都市計画税	40,624,272	37,432,707	3,191,565
	⑤ その他の特定財源	0	0	0
	特定財源見込額 計	45,704,398	43,501,467	2,202,931
市債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 D		124,743,612	124,712,271	31,341
標 準 財 政 規 模 E		108,326,054	108,104,990	221,064
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 F		11,469,055	11,909,525	△ 440,470
将 来 負 担 比 率 { A -(B + C + D) } / (E - F) × 100		※1 -%	※1 -%	-

(注)1 区分欄の()は、本市の令和元年度(2019年度)決算内容
2 R1-H30 … 令和元年度-平成30年度

6 資金不足比率の算定

資金不足比率とは、公営企業ごとに算定した資金不足額が、それぞれの事業の規模に対してどの程度あるかを示すものであり、本市においては下水道事業特別会計がこれに該当する。また、算定式は次のとおりである。

$$\begin{array}{c} \text{資金不足比率} \\ \text{[- \%]}^{\text{※1}} \end{array} = \frac{\begin{array}{c} \text{[0]}^{\text{※12}} \\ \text{資金の不足額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{事業の規模}^{\text{※14}} \\ \text{[7,972,985]} \end{array}}$$

※12 資金の不足額	(繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充当するために起こした市債現在高)－解消可能資金不足額 ※13
※13 解消可能資金不足額	事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事業がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額
※14 事業の規模	営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

下水道事業特別会計においては、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されなかった。

<参考資料> 令和元年度(2019年度)健全化判断比率と資金不足比率一覧

1 東京都26市

(単位 %)

市 名	健全化判断比率				資金不足 比率
	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率	
八 王 子	－	－	-0.7	－	－
立 川	－	－	2.4	－	－
武 蔵 野	－	－	-0.4	－	－
三 鷹	－	－	1.4	6.8	－
青 梅	－	－	2.7	－	－
府 中	－	－	2.7	－	－
昭 島	－	－	0.3	－	－
調 布	－	－	0.3	9.7	－
町 田	－	－	0.0	－	－
小 金 井	－	－	2.1	17.9	－
小 平	－	－	1.7	－	－
日 野	－	－	-2.2	13.1	－
東 村 山	－	－	2.7	0.2	－
国 分 寺	－	－	-1.2	0.4	－
国 立	－	－	-0.4	－	－
福 生	－	－	-3.2	－	－
狛 江	－	－	1.9	10.1	－
東 大 和	－	－	-2.7	－	－
清 瀬	－	－	3.5	23.8	－
東久留米	－	－	0.3	－	－
武蔵村山	－	－	0.0	－	－
多 摩	－	－	1.6	－	－
稲 城	－	－	2.9	32.8	－
羽 村	－	－	1.6	15.1	－
あきる野	－	－	8.2	44.4	－
西 東 京	－	－	1.7	21.7	－

2 首都圏の主な中核市 8 市

(単位 %)

市 名	健全化判断比率				資金不足 比率
	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率	
宇 都 宮	－	－	5.3	0.0	－
高 崎	－	－	5.5	47.6	－
川 越	－	－	5.7	68.9	－
川 口	－	－	5.8	7.9	－
越 谷	－	－	7.2	15.2	－
船 橋	－	－	0.7	24.1	－
柏	－	－	2.2	－	－
横 須 賀	－	－	6.6	31.4	－

(注) 数値は、令和2年(2020年)8月20日現在で確認できた数値を用いた。



令和元年度(2019年度) 財政健全化判断比率等審査意見書

令和2年(2020年)8月

発行 八王子市 監査事務局

東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 042(620)7320(直通)